

(設置)

第1条 畜産農家の組織化及び技術の向上を図るとともに、畜産経営の高度化、複合化を促進し、畜産業の振興に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の規定に基づき庄原市畜産振興施設（以下「振興施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 振興施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、振興施設の管理を市が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 この条例（前項、次条から第6条まで及び第9条を除く。）において、市長が管理する振興施設については、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 指定管理者が管理する振興施設（以下「指定管理施設」という。）の管理運営に関する業務
- (2) 指定管理施設の使用許可に関する業務
- (3) 指定管理施設の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 法第244条の2第8項の規定に基づき、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務

(休所日)

第5条 休所日を定める振興施設は、別表第3のとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、別に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、別に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(開所時間)

第6条 開所時間を定める振興施設は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、開所時間を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 振興施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をするときは、必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、振興施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の管理運営に支障があると認められるとき。

(利用料金)

第9条 指定管理施設の使用の許可を受けた者は、別表第2に定める利用料金を納付しなければならない。

2 前項に定める利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(使用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用者が、利用料金を納期限までに納付しないとき。
- (4) 施設の管理運営に支障があるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特にその使用を不相当と認めるとき。

2 前項の措置により使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に振興施設を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別な設備の制限)

第12条 使用者は、振興施設を使用するに当たって、特別な設備をし、又は備品以外の物品を使用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。第10条の規定により、使用の停止又は許可の取消しの措置を受けたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 振興施設の建物及び設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(中略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
庄原市畜産技術センター	庄原市西本町二丁目21番20号
庄原市東城堆肥センター	庄原市東城町竹森66番地4
庄原市小奴可堆肥センター	庄原市東城町小奴可235番地1

庄原市帝釈堆肥センター	庄原市東城町帝釈始終34番地
庄原市口和堆肥センター	庄原市口和町常定34番地 2
庄原市口和飼料稲・稲わら保管施設	庄原市口和町永田543番地 5

別表第 2 (第 4 条、第 9 条関係)

名称	利用料金
庄原市東城堆肥センター	2,000円 / t
庄原市小奴可堆肥センター	2,000円 / t
庄原市帝釈堆肥センター	2,000円 / t
庄原市口和堆肥センター	1,100円 / t

別表第 3 (第 5 条、第 6 条関係)

名称	休所日	利用時間
庄原市東城堆肥センター	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。)に規定する休日 (3) 12月31日から翌年の1月3日までの日	9時から16時まで
庄原市小奴可堆肥センター	—	
庄原市帝釈堆肥センター	—	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、庄原市畜産振興施設設置及び管理条例（平成 17 年条例第 174 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、庄原市畜産振興施設（以下「振興施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第 2 条 この規則において、市長が管理する振興施設については、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(備付帳簿)

第 3 条 指定管理者は、必要に応じて、振興施設に使用簿を備え付けなければならない。

(使用の申請)

第 4 条 振興施設を使用しようとする者は、使用申請書（様式第 1 号）を条例第 3 条第 1 項に規定する市長が指定する管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、指定管理者が定める方法によることができる。

2 指定管理者は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、畜産振興施設の管理運営に支障がないと認めるときは、使用許可書（様式第 2 号）を当該申請者に交付する。

(使用の中止又は変更)

第 5 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出て、許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第 6 条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けずに設備を付加し、原状を変更し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 使用許可を受けた施設設備等以外のものは使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに施設に張り紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 他の使用者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 指定管理者の指示する事項を守ること。
- (7) その他市長の定める注意事項を守ること。

(損傷、滅失の届出)

第 7 条 使用者は、建物若しくは附属設備を損傷又は滅失したときは、直ちに指定管理者へ届け出なければならない。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。